

光回線サービスには、**消費者保護ルール**が適用されます！

どんなルールがあるの???

1. 説明義務

電気通信事業者や代理店には、契約前に、料金や提供の条件を説明する義務があります。

- 契約先となる事業者名や毎月の総支払額がいくらになるのかを確認しましょう。
- キャッシュバックや割引の条件を良く確かめて、見た目の安さだけで判断しないようにしましょう。

2. 書面交付義務

電気通信事業者には、契約締結後に遅滞なく、契約内容を明らかにする書面（契約書面）を交付する義務があります。

- 利用者の承諾により、紙での交付に代えて、ウェブサイトでの掲示などの電子交付が可能となっています。紙での交付を希望する場合は、しっかり伝えましょう。

3. 初期契約解除制度

契約書面受領日等から8日以内に、契約解除を行う旨のはがき等の書面を発することにより、利用者の都合のみで契約を解除することができます。

- 違約金の支払いは不要ですが、利用したサービスの料金、工事費、事務手数料については、請求されることがあります。

なお、主要な携帯電話サービスの契約については、一定の場合※に限り、端末も含めて契約を解除することができます。
※電波の状況が不十分であったり、法令等の遵守状況が基準に達していなかった場合。

4. 勧誘継続行為の禁止

電気通信事業者や代理店に対して、契約締結又は勧誘を希望しない利用者への再勧誘等を禁止しています。

- 契約締結や勧誘を希望しない場合は、はっきりと断りましょう。

相談の窓口

- 契約トラブルに関する具体的な相談は…

- 「消費者ホットライン」 1 8 8 8 (3桁電話番号)

※地方公共団体が設置する最寄りの消費生活相談窓口を案内します。

- 「県機関の相談窓口」

・ 大島消費生活相談所 (0997-52-0999) ・ 鹿児島県消費生活センター (099-224-0999)

有
料
広
告

ご好評につき

お客様感謝セール延長!

軟水器



※取付工事費別途
182 ¥140,000(税込)

発電機

2.8KVA ¥267,000(税込)



最新モデルエアコン



現品限り!!
205L 冷蔵庫

※コロナ冷房専用標準仕様 取付工事費別途
2.2kw ¥39,960-(税込)



オール電化製品

IH・電気温水器etc.



各種メーカー・規格ご相談ください!

8月末日まで



Make Next.
九電工

お見積無料!

お気軽にお問い合わせください!

TEL: 93-2100